

**新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設における
看護師派遣契約企画提案募集要項**

1 件名

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設における看護師派遣契約

2 契約の概要

(1) 契約期間

令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

(2) 業務内容

別紙「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設における看護師派遣契約仕様書」のとおり。

(3) 派遣場所

成田ゲートウェイホテル（成田市大山658）

ザエディスターホテル成田（成田市東町168-1）

東横INN千葉みなと駅前（千葉市中央区中央港1-23-1）

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、派遣場所を追加又は変更する場合があります。

(4) 派遣料の上限

87,360,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約の条件

この契約は、令和3年2月議会において令和3年度予算案が成立し、かつ、県と前記（3）の各宿泊施設との賃貸借契約が成立することを締結の前提条件とする。

3 参加資格

本件企画提案に参加を申し込む事業者（以下「提案者」という。）の参加資格要件は、次の（1）から（6）までの全ての項目に該当する者とする。なお、提案者が本件企画提案の実施期間中又は選定後契約締結日までの間において、いずれかの項目に該当しなくなった場合、企画提案の参加資格を取り消し、又は契約を締結しない。

(1) 仕様書で定める看護師派遣について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和6

- 0年法律第88号)における労働者派遣事業許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
 - (4) 参加申込日から契約締結日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (5) 参加申込日から契約締結日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく、指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれていないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 質問受付期限 令和3年3月3日(水)午後5時必着
- (2) 参加申込期限 令和3年3月10日(水)午後5時必着
- (3) 選定委員会 令和3年3月中旬(提案者に対して別途通知)
- (4) 結果通知 令和3年3月中旬(選定後、速やかに通知)
- (5) 契約締結 令和3年4月1日(木)

5 質問について

(1) 提出方法

本件企画提案に関する質問は、電子メールにより受け付ける。質問は、件名に「宿泊療養施設における看護師派遣契約に係る企画提案についての質問」、本文に事業者名、連絡先、担当者名を記載の上、下記(3)のメールアドレスまで送信すること。また、送信後に下記担当者宛に電話で一報を入れること。

回答は、県から質問者へ直接電子メールにより行い、質問及び回答の内容はホームページに掲載する。ただし、応募の状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和3年3月3日(水)午後5時必着

(3) 送信先

千葉県健康福祉部衛生指導課企画調整班ホテルグループ 担当：鈴木

電話番号 043-223-4301

メールアドレス honbu10@mz.pref.chiba.lg.jp

6 参加申込み

(1) 提出書類

提出書類は、次のアからウまでのとおりとする。

ア 参加申込書（別添様式）

イ 企画提案書（自由様式）

全てA4サイズに統一の上、次の事項を網羅し、明確かつ具体的に記載すること。

- ・ 宿泊療養施設へ派遣する看護師の選定方法及び選定基準
- ・ 看護師の選定及び勤務日の調整を行う事業者の従業員体制
- ・ 千葉県が看護師の派遣を依頼してから派遣を開始するまでに要する日数（14日以内とする。）並びに看護師の選定及び勤務日の調整等を行う業務スケジュール（14日以内に派遣を開始できる業務スケジュールとすること。）
- ・ 看護師の増員又は減員を依頼した際の対応方法とこの対応に要する日数
- ・ 事業者と看護師との連絡体制
- ・ 看護師の勤務状況の確認方法、勤務評価の方法、勤務評価が低い場合の指導体制
- ・ 看護師の雇用形態（有期雇用又は無期雇用）
- ・ 看護師の社会保険の加入の有無
- ・ 千葉県との連絡体制（平日と土日祝日で対応が異なる場合は、それぞれの対応を記載すること。）
- ・ 看護師の急な欠員への対応方法（平日と土日祝日で対応方法が異なる場合は、それぞれの対応方法を記載すること。）
- ・ 事業者の概要について（従業員数、資本金等）
- ・ 看護師の全登録者数
- ・ 千葉県内にて勤務可能な看護師の登録者数
- ・ 新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設での勤務経験がある看護師の登録者数
- ・ 同種の契約の履行実績について（派遣先、派遣期間、派遣人数、依頼された派遣人数を充足するまでに要した日数等を明確に示した上で記載すること。なお、記載する実績は、千葉県からの受注に限定されない。）

ウ 見積書

次の事項を記載すること。

- ・ 事業者名、事業者住所、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印のこと。
- ・ 日勤、夜勤それぞれの1日1人当たりの金額（税抜。時間外勤務を除き、業務に要する費用（旅費等）を全て含む。）
- ・ 時間外勤務が生じた場合の日勤、夜勤それぞれの1時間1人当たりの金額（税抜）

- (2) 提出部数 正本1部、副本4部
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出先は下記「12 問合せ先・提出先」のとおり）
- (4) 提出期限 令和3年3月10日（水）午後5時必着
- (5) 受付時間 開庁日の午前9時から午後5時まで

7 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設における看護師派遣契約選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、提案者から提出された企画提案書等の書面及び提案者へのヒアリングに基づき、下記（2）の審査方法による審査を行い、最も優れた提案をした者を最優秀提案者として選定する。

選定委員会の開催日時、ヒアリングの実施日時等の詳細は、提案者に対してのみ、別途通知する。

なお、選定委員会は非公開とし、委員に関することや審査内容に関することなど一切の問合せに応じない。

(2) 審査方法

ア 提案者が複数の場合

(ア) 選定委員会において、各委員が下記（3）の審査基準により採点を行い、最上位（100点満点中の合計得点が最も高い者をいう。）に順位付けした委員の数が最も多い提案者を最優秀提案者として選定する。

(イ) 上記（ア）で最優秀提案者を選定できない場合には、各委員の採点結果を合計し、最高得点を獲得した者を最優秀提案者に選定する。

(ウ) 上記（イ）で最優秀提案者を選定できない場合には、委員の多数決により最優秀提案者を決定する。

(エ) 上記（ウ）で最優秀提案者を選定できない場合には、委員長の決するところによる。

(オ) 上記（ア）から（エ）までにかかわらず、各委員の採点結果のうち、1人でも100点満点中60点に満たない得点となった提案は、原則として採用しない。また、全委員の採点結果が100点満点中60点以上であっても、下記（3）の審査基準の各号に掲げる項目のうち、全委員の採点で著しく低い得点となった項目がある場合には、選定委員会の合議により、その提案を採用しないことができる。

イ 提案者が1者の場合

選定委員会において、各委員が下記（3）の審査基準により採点を行い、全委員の採点結果が100点満点中60点以上であれば、当該提案者を最優秀提案者に決

定する。

(3) 審査基準

選定委員会における審査基準は、次の各号に掲げるところによるものとする。

ア 看護師の派遣業務への対応能力（40点）

- ・ 県内の宿泊療養施設において、必要な人数を間断なく派遣可能で、増員又は減員が必要になった際に迅速に対応可能か。
- ・ 適切な人材の確保に努めているか。

イ 看護師の管理体制（20点）

- ・ 看護師の勤務状況の確認方法及び看護師との連絡体制は適切か。
- ・ 看護師の勤務評価方法及び評価後の指導体制は適切か。

ウ 事業の実施体制（10点）

- ・ 業務責任者が明確で、千葉県との連絡体制が確立されているか。

エ 契約履行の確実性（20点）

- ・ 契約履行が確実と言えるか。
- ・ 看護師派遣について、過去にどのような履行実績を有しているか。

オ 見積額（10点）

- ・ 見積額は、常に間断なく看護師を派遣するために妥当な金額か。

8 選考結果

- (1) 選考結果は、選定後、速やかに提案者に書面にて通知する。
- (2) 選考結果に関する問合せについては、一切応じない。

9 提案者の失格

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、最優秀提案者の決定後であつても、同様とする。

- (1) 参加資格のない者が応募した場合（応募後に参加資格を取り消された場合を含む。）
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (4) 破産手続、会社更生手続等の開始又は手続開始の申立て等の事由により、契約履行が困難と認められるに至つた場合
- (5) 選考の公正性及び公平性を害する行為があつた場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為がある場合、事業の目的に照らして採用し得ない提案内容である場合等、選定委員会において失格と認められた場合

10 契約

- (1) 県は、最優秀提案者と契約締結に向けて協議する。協議の結果、最優秀提案者と契約に至らなかったとき、又は最優秀提案者が前記「9 提案者の失格」に定める要件により失格となったときは、次点の提案者と順次協議する。
- (2) 本件契約の目的達成のために必要と認められるときは、前記(1)の協議により、仕様の一部を変更する場合がある。
- (3) 県は、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)に定める契約手続により、確定した仕様に基づいた見積書を徴し、県が定める金額の範囲内で契約を締結する。
- (4) 契約に係る権利又は義務について、県の承諾なしに第三者に譲渡してはならない。また、契約に基づき履行すべき業務の全部又は一部について、県の承諾なしに第三者に委託してはならない。
- (5) 契約の際、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納付しなければならない。ただし、契約保証金は免除できる場合がある。

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、提出後の撤回、差替、修正等は一切認めない。また、提出書類は、一切返却しない。
- (3) 提出書類は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき開示の対象となる場合がある。
- (4) 提出書類は、企画提案の選定業務に使用する目的に限り、必要に応じて複写することがある。
- (5) 企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 問合せ先・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部衛生指導課企画調整班ホテルグループ 担当：鈴木

電話 043-223-4301

メール honbu10@mz.pref.chiba.lg.jp